

昭和二十五年二月一日提出
質問 第二二四号

山口県宇部及び光両署における拷問に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月一日

提出者 田中堯平

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

山口県宇部及び光両署における拷問に関する質問主意書

一 福本光利、岡村政雄、山田勝彌、河村繁、鯨吉紀生の五名は、八人組の強盗殺人の嫌疑で緊急逮捕され、宇部署及び光署において左に記載する如き拷問を受けた。(岡村は無罪他の四名は窃盗)

一人ずつ刑事室に呼び出し、署長以下六七名にて取り囲み、後手錠を掛けたまま二本の割木の上に正座させ、折り重ねた足の間に二本の警棒を左右から一本ずつ、棒の先は股の下に、中間は上にX型に挿し込み、その棒の端に前から一人が乗り、手錠の鎖にも一人乗って頭髪を掴んで疊にすりつけ、他の者は警棒で足尻等出ている所を乱打暴撃を加える。

首に縄をかけて不意に後方に引き倒して置いて足で蹴る。

手錠を掛けたまま柔道で逆様に投げる。

指の先を硬く握り締めて、指の附根に六角の鉛筆を通してねぢ廻し、警棒で顔をこづき廻わす。

左右の掌で顔の両面を交互に乱打する。

右の如き事実に対して法務府は如何に処置するか。

一 なお右拷問で得た自白により「八人組強盗を逮捕した」と新聞にかきたてられ、しかもその嫌疑がなく
なつた今も取消をしていない。かかる事実に対していかに処置するか。

一 こう、間伝えるところによれば、近来拷問等の人権じゅうりんが一般に行われている模様であるが、法
務府としては拷問の禁止、人権の擁護のために一般的にいかなる方策をとつているか。

右質問する。